

～ 第3種踏切道において発生した列車と歩行者との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：九州旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和7年8月13日 12時26分頃

発生場所：佐賀県西松浦郡有田町

佐世保線 上有田駅～有田駅間（単線）

八幡神社踏切道（第3種踏切道：踏切遮断機なし、踏切警報機あり）

江北駅起点26k373m付近

<概要>

九州旅客鉄道株式会社の佐世保線江北駅発早岐駅行きの下り第6937D列車の運転士は、令和7年8月13日（水）、上有田駅～有田駅間を速度約50km/hで走行中、八幡神社踏切道（第3種踏切道）の右側から同踏切道に進入してくる歩行者を認めたため、直ちに気笛を吹鳴するとともに停止手配を執ったが、同列車は同歩行者と衝突した。

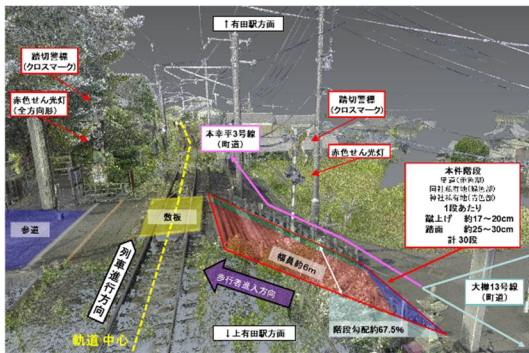
この事故により、同歩行者が死亡した。

<本事故発生場所の周辺図>



※ この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

< 八幡神社踏切道及び周囲の状況 >



< 歩行者進入側から見た八幡神社踏切道の状況 >



※ この図は、3Dスキャナ (Leica RTC 360) 及び処理システム (Leica Cyclone REGISTER 360) を使用して作成

< 原因 >

本事故は、踏切警報機が設けられた第3種踏切道である八幡神社踏切道において列車が接近している状況で、歩行者が同踏切道に進入したため、同列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況で同歩行者が同踏切道に進入したことについては、同歩行者が列車の接近を認識していたものの、同歩行者が同列車を撮影するために同踏切道に接近した際に、踏切道内に誤って進入した可能性が考えられるが、同歩行者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

< 必要と考えられる再発防止策 >

踏切遮断機のない第3種踏切道は、安全性向上のためには踏切道を廃止するのが望ましく、廃止できない場合は踏切遮断機を設置し第1種踏切道へ改良すべきである。

九州旅客鉄道株式会社、有田町、陶山神社、沿線自治体等の関係者は、八幡神社踏切道の廃止又は第1種化について、合意形成に向けて継続して協議を進めていくとともに廃止又は第1種踏切道への改良が実施されるまでの間は、以下に示すような第3種踏切道に対する安全対策を推進することが望ましい。

- (1) 柵などによる踏切の立入可能範囲の物理的な明確化
- (2) 多言語による注意看板や、ピクトグラムによる (文字に頼らない) 注意喚起

< 事故後に講じられた主な措置 >

- (1) 九州旅客鉄道株式会社が講じた措置
 - ・令和7年8月21日に、白線、踏切内塗装、敷板段差塗装の塗装施工を実施した。
- (2) 有田町が講じた措置
 - ・令和7年8月15日に、有田観光協会へ依頼し、有田観光協会ホームページに本件踏切の注意喚起を掲載した。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<https://jtsb.mlit.go.jp>) より、
 鉄道事故調査報告書をご覧ください。